

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価や燃料費の高騰で経費が圧迫されている市内の中小製造業の支援を目的として、A I等のデジタル技術を活用して、社内業務のノウハウや製造技能の業務ミエル化を行い、業務の効率化を図る場合に必要な経費の補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内の中小製造業者 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主で、市内の工場等において製造業を営んでいるものをいう。
- (2) 業務ミエル化 暗黙知で行われていた業務を、マニュアルやフロー化し、視覚又は音声情報として捉えることができるようにすることをいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、デジタル技術を活用して、社内業務のノウハウや製造技能の業務ミエル化を実施しようとする市内の中小製造業者で、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 業務ミエル化に際し、導入するサービスは、業務の効率化に関するコンサルティングを含むものであること。ただし、単なるハードウェアやソフトウェアの購入の場合は対象外とする。
- (2) 前号のサービスの導入に際し、労働時間や作業工数等の具体的な数値の削減効果として報告できること。
- (3) 納期が到来した市税を完納しているもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、業務ミエル化に必要な委託費及び備品購入費に係る費用とし、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

3 補助金の交付は、一の市内の中小製造業につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付申請書交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し
- (2) 導入しようとする業務ミエル化の概要が分かるもの
- (3) 導入しようとする業務ミエル化に係る見積書又は代金が分かる書類の写し
- (4) 申請者の登記事項全部証明書又は開業届の写し
- (5) 申請者の市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した備品等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。
- (3) 市が本制度の実績として必要に応じて公開することに承諾すること。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市中小製造業・業務ミエル化補助金変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、業務ミエル化が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金事業完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 導入した業務ミエル化の効果を証する書類
- (2) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び請求)

第10条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条に規定する交付請求書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第 1 号様式（第 5 条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 対 象 経 費 の 合 計 額	円
補 助 申 請 額	円

申 請 者 の 概 要	業 種	
	資本金の額又は 出 資 の 総 額	人
	常時使用する従 業 員 の 数	人
導入する業務ミエル 化 の 概 要		
導入する業務ミ エル化の効果		
事業完了予定日	年 月 日	
担当者の役職、氏名、 電 話 番 号 及 び メ ー ル ア ド レ ス	(役職) (氏名) (電話番号) (メールアドレス)	

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市中小製造業・業務ミエル化補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
-----------	---

- 交付の条件
- 1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 2 補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
 - 3 補助事業により取得した備品等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。
 - 4 市が本制度の実績として必要に応じて公開することに承諾すること。
 - 5 市長は、補助金を目的外に使用したとき、虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき並びに補助金の交付決定内容及び法令等に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - 6 交付決定を受けた事業の結果について、事業の完了後速やかに実績報告書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、）
その主たる事務所の所在地

申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、）
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた富士市中小製造業・業務ミエル化補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

第 4 号様式（第 8 条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市中小製造業・業務ミエル化補助金に係る事業の変更について、次のとおり承認したので通知します。

承認内容	
その他	

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金事業完了報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
報告者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士市中小製造業・業務ミエル化補助金に係る事業が、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

業務ミエル化に係る経費（消費税及び消費税相当額を除く。）

費目等	単価	数量	金額
委託費			
備品購入費			
合 計			

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市中小製造業・業務ミエル化補助金
について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
備 考	

第7号様式（第10条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
請求者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付要領第10条第2項の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請求額	円
備考	

振込口座情報

金 融 機 関 名	銀 行 等 名				支 店 名		
口 座 種 類	1. 普 通 2. 当 座 3. その他						
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						

※口座名義人は、請求者と同一にしてください。